平成２３年（フ）第２５８１号
北海道江別市大麻宮町４番地　14号棟503
債務者　上地　啓一
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４２号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番27―512号
債務者　岡田　良子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６５３号
札幌市西区八軒５条西１丁目１番80号
債務者　今井　敏枝
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７３３号
札幌市西区西町南16丁目３番31号　ホームラマンションＣ―102号
債務者　梅田長五郎
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４３号
札幌市白石区東札幌２条３丁目５番３―302号
債務者　高橋　　航
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９６号
群馬県伊勢崎市長沼町619番地４
債務者　五十嵐洋子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
群馬県前橋市北代田町47番地
債務者　宇田榮之進
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０５号
群馬県伊勢崎市今井町261番地１　県営住宅37
債務者　今成　達也
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１５号
群馬県前橋市天川大島町２丁目18番地１　８号
債務者　髙木智津子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２３号
群馬県吾妻郡草津町大字草津23番地１　もくべえアパート102
債務者　篠　　博典
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
群馬県高崎市吉井町片山225番地13
債務者　今井　智之
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３３４号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木712番地７
債務者　菅谷　貴志
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７６号
埼玉県熊谷市箕輪410番地８
債務者　岸田　正男
1　決定年月日時　平成23年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１２３号
京都市右京区山ノ内西八反田町９番地７　ウエストスクエアー202
債務者　サンチスタこと　堀尾　　博
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１２号
京都府八幡市男山竹園２番地１―Ａ３―102
債務者　ヘアーサロンアリマこと　有馬貴美子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２４号
京都市中京区六角通高倉西入滕屋町183番地
２　Ｓｕｍｉｋａ六角
債務者　久保慎太郎
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９４号
京都市下京区西七条御領町37番地
債務者　宮﨑タエ子
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８６号
京都市北区大宮一ノ井町29―５、住民票上の住所京都市北区大宮南箱ノ井町２番地２
債務者　堤　　清一
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係